

発行日

様

豊川市長 竹本 幸夫

令和7年度 定額減税補足給付金(不足額給付分)^(※)支給のお知らせ

※定額減税補足給付金(不足額給付分)とは、令和6年に支給した定額減税補足給付金(当初給付分)注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに對し、当該不足する額を支給するものです。

〔注：定額減税補足給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。〕

令和6年の所得税(推計)及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、下記の口座に、支給いたします。

本通知に基づき本給付金の支給を受ける方は、原則として申請等の手続きは必要ありません。

支給方法 口座振込
支給日
支給口座

支給額

定額減税補足給付金(不足額給付分)の支給額及び算出式

令和7年の所要額			
令和6年分所得税分の 控除不足額(①)		令和6年度分住民税所得割分の 控除不足額(②)	
円	+	円	=
注)「控除不足額」とは、定額減税しきれない額を指します。			控除不足額計(③) (①+②) 円
			↓
			令和7年の所要額(④) (上記③を1万円単位に切上げ) 円
支給額			
令和7年の 所要額(④)		定額減税補足給付金(当初給付分) 支給額(令和6年)	
円	-	円	=
			↑
〔注〕定額減税補足給付金(当初給付分)の受給辞退があった 場合は、「支給所要額」を記載しています。			

下記のいずれかに該当する場合は、令和7年8月15日までに下記お問い合わせ先までご連絡ください。
必要書類を送付いたします。
ご連絡がない場合は支給内容、支給に同意したものとみなします。

- 本給付金を受給しない場合
- 振込口座を変更する場合(口座変更にはお時間を要しますので御了承ください。)
- 各数値について重大な相違を認める場合

問い合わせ先
豊川市定額減税補足給付金事務局(豊川市役所財務部市民税課)
豊川市給付金コールセンター
電話0533-95-0221